

国立大学法人信州大学と国立研究開発法人理化学研究所との間における
連携・協力の推進に関する協定書

(目的)

第1条 本協定書は、国立大学法人信州大学（以下「大学」という。）と国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）が、相互に設立の趣旨を尊重し、両機関の教育・研究能力及び人材等を活かし連携・協力することによって、文部科学省革新的イノベーション創出プログラム「世界の豊かな生活環境と地球規模の持続可能性に貢献するアクア・イノベーション拠点」事業を推進するとともに、今後さらに多分野での協力の進展を図ることで、我が国の学術及び科学技術の振興ならびに人材育成に資することを目的とする。

(連携・協力の推進)

第2条 大学及び研究所は、前条の目的を達成するため、以下の連携・協力を推進する。

- (1) 共同研究等の研究協力
- (2) 人材交流（クロスアポイントメントを用いた取組みを含む）
- (3) 人材養成（学生への研究指導の実施を含む）
- (4) 連携研究室の設置
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な協力

2 大学及び研究所は前項の連携・協力を実施するため、必要に応じて本協定書に基づく個別覚書等を締結するものとする。

(連携研究室の設置)

第3条 大学は、研究所と協力して前条の連携・協力の推進のため、大学の国際科学イノベーションセンターに、連携研究室を設置する。

- 2 大学及び研究所は前項の連携研究室を使用し、相互の共同研究の推進、人材交流、大学の学生への研究指導等の人材養成等に務めるものとする。
- 3 そのため、大学は、特任教員として研究所所属研究員を雇用し、相互の共同研究推進や学生等若手人材育成に充てると共に、研究所は、研究所の研究者を連携研究室に随時派遣して、相互の協力を推進するものとする。
- 4 さらに、研究所は、大学の教員を研究所の研究員として委嘱し、連携研究室等での相互の研究協力等の効果的な推進に務める一方、大学は、研究所の研究者を大学の教員に適宜委嘱し、学生の研究指導等、大学の若手人材育成推進に資するものとする。
- 5 連携研究室に連携研究室長を置き、大学の国際科学イノベーション拠点を担当する副学長をもって充てる。
- 6 なお、大学は特任教員として雇用した研究員を、適切な大学院研究科又は先鋭領域融合研究群研究所に配置し、その長又は連携研究室長の指揮監督を受けることとする。また、研究所から大学に随時派遣される研究者についても、必要に応じてこれに準ずる扱いをすることができる。
- 7 この連携研究室の設置及び運用の詳細取極め、並びに人材交流（クロスアポイントメントを用いた取組みを含む）に関して必要に応じて別途覚書等を締結するものとする。

(連携推進協議会)

第4条 大学及び研究所は、本連携・協力を推進するため、連携推進協議会を置き、必要に応じて相互の協議を行う。

(共同研究)

第5条 研究所は、生物機能科学分野での連携・協力のため、大学に共同研究費を支払う。

2 連携研究室の賃料及び共益費は、研究所から大学に支払われる共同研究費に含むこととする。

3 本覚書に定めるもののほか、共同研究については、信州大学共同研究取扱規程による。

(既存協定等の取扱い)

第5条 本協定書の締結前に大学と研究所との間に取り交わした協定書等（以下「既存協定書等」という。）は、本協定書第2条2項の規定に基づき締結されたものとみなす。

(有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに解除の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

2 大学、研究所双方又はいずれか一方から、業務の都合等により、前項の契約期間を変更したい旨申し出があったときは、双方協議の上、これを変更することができるものとする。この場合において、当該申し出は、遅くとも期間満了（契約期間を短縮する場合は、短縮後の満了予定日）の3ヶ月前までに行うものとする。

(協定書の解釈等)

第7条 本協定書の解釈に疑義を生じた場合、若しくは本協定書に定めのない事項が生じた場合、研究所及び大学は、その取り扱いを協議するものとする。

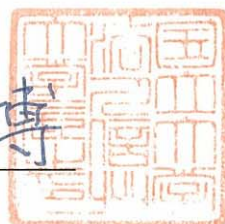
この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、大学及び研究所はそれぞれ1通を保管する。

平成28年3月31日

国立大学法人信州大学
学長 濱田 州博

国立研究開発法人理化学研究所
理事長 松本 紘

濱田 州博



松本 紘

